

2017 暮らしのサポーター通信

覚えのない請求には応じないで！

〈ハイライト〉

□ 今月のテーマ

- ・覚えのない請求には応じないで
- ・自転車に子供を乗せるときは注意しましょう
- ・機能性表示食品って何？

□ お知らせ

□ 暮らしのコラム

釈迦になる～花祭りから～

メールや電話で「未払いの閲覧履歴がある」などと、架空の請求をし、消費者の不安をあおるケースが全国で多数発生しています。

■ 県センターへの相談事例

●スマホに「情報サイトの閲覧履歴があるが、料金が未払いになっている。本日中に連絡がない場合は法的手続に移行する」とメールが届いた。メールに記載してあった番号に電話をかけたら、25万円を請求された。どうしたらよいか。

■ 注意していただきたい事項

●身に覚えのない請求や不審な要求には決して応じず、メールや電話で返信しないようにしましょう。

●普段からインターネットを利用し、情報サイトの閲覧をしている方は、「知らないうちに未払いになっていたのかも」と思うかもしれませんが、相手はそういう気持ちにつけ込んで騙してきます。落ち着いてよく考え、あわてて返信しないようにしましょう。

●相手は「本日中に連絡なければ法的手続をとる」などと、不安をあおって連絡を急がせようとします。しかし、急ぐ必要はありません。警察は法的手続をいきなりメールで知らせたりしません。

●返信すると、「コンビニでギフト券を購入し、番号を知らせて」などと言ってくるのですが、これは、架空の未払い分を払わせて、お金をだまし取る典型的な詐欺の手口です。

●つい返信して、住所や名前を教えてしまったら、さらに電話や郵便で不当な要求をされるかもしれませんが、まだお金を払っていないので致命的な事態にはなっていません。以後は一切連絡を取らないようにしましょう。

困ったときは
消費者ホットライン
188にお電話を！
最寄りの消費生活セ
ンターにご案内しま
す。



自転車の幼児座席に子供を乗せる時は注意しましょう (消費者庁)

今春から、子供を乗せて自転車を運転するようになった保護者の方々もいらっしゃるのではないのでしょうか。4月6日から15日までは、全国で春の交通安全運動が行われ、自転車の安全利用が重点項目の一つになっています。事故の事例と注意点をお知らせします。

■ 事故の事例

1. 親は自転車の前方座席に子供を乗せたまま停車し、その場を離れた。子供が動いて自転車ごと転倒し顔面を打撲した。ヘルメット、シートベルトをしていなかった。
2. 幼児座席の足のせが折れてしまい、子供の足が車輪に巻き込まれてけがをした。

■ 注意していただきたいこと

- (1) 自転車に子供を乗せるときは、必ずシートベルトを装着し、ヘルメットを着用させましょう。
- (2) 運転中だけでなく、停車時もバランスを崩さないよう注意し、子供を乗せたままその場を離れないようにしましょう。
- (3) 自転車用の幼児座席は販売店で適切に取り付けてもらいましょう。
- (4) 幼児座席の足のせが折れて、足がぶらぶらすると、車輪に巻き込まれることがあり、大変危険です。折れたり壊れたりしないよう、足のせを踏み台にするのはやめましょう
- (5) 子供2人を前後に同乗させるときは、「乗せる時は後ろから」、「降ろすときは前から」の順序をまもりましょう。
- (6) 1歳未満の赤ちゃんは、頭を支える力が弱く、ヘルメットを着用すると首への負担が大きくなるので、同乗させないようにしましょう。



「機能性表示食品」って何？

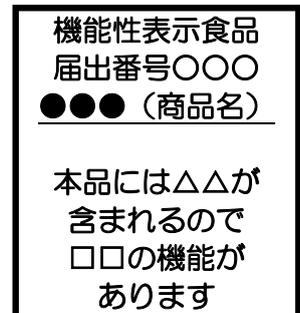
(消費者庁)

1. 機能性表示食品とは

「おなかの調子を整えます」、「脂肪の吸収をおだやかにします」など、健康の維持及び増進に役立つ機能性を、商品のパッケージに表示することのできる食品のことです。

- 事業者は表示内容を国へ届け出ています。
- 安全性や機能性の根拠など、届出内容は消費者庁のウェブサイトで公開されています。
- 問合せできるよう事業者の電話番号も記載されています。

パッケージ（表）



2. 機能性を表示することのできる食品

機能性を表示することのできる食品として、「特定保健用食品（トクホ）」と「栄養機能食品」はすでにありましたが、平成27年4月から「機能性表示食品」も、その仲間入りをしました。

●特定保健用食品（トクホ）

「コレステロールの吸収を抑える」などの表示内容について国が審査し、表示を許可した食品です。特定保健用食品（トクホ）には、右図のマークが付いています。



●栄養機能食品

ビタミンやミネラルなど、栄養成分が不足しがちな場合、それらの補給に利用できる食品です。既に科学的根拠が確認された成分が一定の基準量含まれていれば、届出をしなくても、国が定めた表現によって機能性を表示することができます。

●機能性表示食品

事業者が販売前に表示内容を国へ届出し、その責任において表示をしている食品です。特定保健用食品（トクホ）とは異なり、国の許可は受けていません。

機能性表示食品の詳細については、消費者庁のウェブサイトを確認でき、消費者は食品を選ぶときの判断材料にすることができます。



徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファミリ 088-623-0174

【電子メール】

t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

【ツイッター アカウント名】

徳島県防災・危機管理情報

【くらしのサポーター通信はこちら】

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

「消費者教育推進大使」
すだちくん

「消費生活相談員養成講座」を開講します

消費生活相談員は、生活全般に関する幅広い知識を持ち、相談窓口で問題解決のお手伝いをするスペシャリストです。消費生活アドバイザーは、相談業務に限らず、企業の商品開発・サービス向上等幅広い分野での役割が求められています。今年度は徳島で「消費生活相談員」と「消費生活アドバイザー」の両資格試験が行われます。この機会に取得を目指してみませんか。

■ 日程（都合により変更することがあります）

5/21 (日) 午後	6/4 (日) 午後	6/25 (日) 1日	7/2 (日) 1日	7/9 (日) 1日	7/16 (日) 1日	7/23 (日) 1日	7/30 (日) 1日	8/6 (日) 1日	8/27 (日) 1日	9/3 (日) 1日
-------------------	------------------	-------------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	------------------

■ 場所 徳島県鳴門合同庁舎 大会議室 鳴門市撫養町立岩字七枚128

■ 講師 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）が派遣する講師

■ 受講対象者 消費者行政に関心のある方
相談業務に従事している（しようとしている）方

■ 募集人員 100名程度、応募者多数の場合は抽選

■ 受講料 無料

■ 申込方法 住所、氏名、性別、年齢、電話番号、メールアドレス（あれば）と、相談員養成講座申込の旨をFAX・メール・郵送・持参で5月12日（金）までにお申し込みください。

■ 申込み先

徳島県消費者情報センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内2-1とくぎんトモニプラザ5階

TEL088-623-0612 FAX088-623-0174

e-mail t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

5月1日から平成29年度消費者大学校学生募集開始予定です。

釈迦になる～花祭りから～

かなり前に七厘（または七輪）の発音「しちりん」を阿波では「ひちりん」と言うと言った。「し」を「ひ」と発音するものである。その逆が、「ひ」を「し」と発音する場合である。

職人仲間で「ひ」を「し」と発音して、面白い結果を生んだのが「釈迦になる」である。鋳物の飾り職人は、火の強弱で作品が左右される。火加減が強すぎると作品が駄目になる。「ひがつよかった」が「しがつよかった」、さらに「『しがつよ（う）か』った」となり、言い換えれば4月8日。この日は釈迦の誕生日なので、「釈迦になる」が「駄目になる」の意味になった。

4月8日は釈迦の誕生日・花祭り。俳句では春の季語である。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

皆様、はじめまして。

新しく担当になった中野と申します。くらし全般に関わる身近で重要な業務は初めてですが、これから勉強していきます。

次回5月は、サポーター通信とともに今年度の活動手帳をお送りします。また新たな1年間、どうぞよろしくお願いいたします。（中野）

